

令和2年度  
福島町議会定例会  
11月会議議案

福島町







議案第 3 1 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 1 月 2 6 日提出

福島町長 鳴海 清春

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和30年福島町条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第 4 条 （略） 2 前項の期末手当の額は、それぞれの給料月額に、6月に支給する場合には100分の <u>225.0</u> 、12月に支給する場合には100分の <u>225.0</u> を乗じて得た額に、それぞれ100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。	第 4 条 （略） 2 前項の期末手当の額は、それぞれの給料月額に、6月に支給する場合には100分の <u>222.5</u> 、12月に支給する場合には100分の <u>222.5</u> を乗じて得た額に、それぞれ100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年12月 1 日から施行する。  
（令和 2 年12月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和 2 年12月に支給される期末手当の額は、改正後の特別職の職員の給与に関する条例第 4 条の規定にかかわらず、改正後の特別職の職員の給与に関する条例第 4 条第 2 項中「100分の222.5」を「100分の220.0」と読み替えて計算した額とする。



議案第32号

職員の給与に関する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月26日提出

福島町長 鳴海 清春

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和30年福島町条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第18条の3まで及び附則第14項第3号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第18条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員(第17条第5項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<b>100分の130</b>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、該当各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第18条の3まで及び附則第14項第3号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第18条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員(第17条第5項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<b>100分の125</b>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、該当各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分</p>

<p>60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは、「100分の72.5」とする。</p> <p>4～5 (略)</p>	<p>の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「100分の72.5」とする。</p> <p>4～5 (略)</p>
--	---

第2条 職員の給与に関する条例（昭和30年福島町条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給料表)</p> <p>第3条 給料表は、別表第1に掲げるとおりとし、適用範囲は、当該給料表に定めるところによる。</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額<u>のうち</u>、その者の属する職務の級に<u>応じた額とする。</u></p> <p>(期末手当)</p> <p>第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第18条の3まで及び附則第14項第3号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第18条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員(第17条第5項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基</p>	<p>(給料表)</p> <p>第3条 給料表は、別表第1に掲げるとおりとし、適用範囲は、当該給料表に定めるところによる。</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額<u>とし</u>、その者の属する職務の級は<u>別に定める。</u></p> <p>(期末手当)</p> <p>第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第18条の3まで及び附則第14項第3号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ基準日の属する月の規則で定める日(次条及び第18条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員(第17条第5項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、</p>



<p>準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、該当各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100  (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80  (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60  (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の適用については、同項中「<b>100分の125</b>」とあるのは、「100分の72.5」とする。</p> <p>4～5 (略)</p>	<p>基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、該当各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100  (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80  (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60  (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の適用については、同項中「<b>100分の127.5</b>」とあるのは、「100分の72.5」とする。</p> <p>4～5 (略)</p>
---	--

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。



議案第 3 3 号

令和 2 年度福島町一般会計補正予算（第 6 号）

令和 2 年度福島町の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,801 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,649,660 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 1 1 月 2 6 日提出

福島町長 鳴海 清春

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 繰 入 金		205,228	5,801	211,029
	2 基 金 繰 入 金	203,944	5,801	209,745
歳 入 合 計		4,643,859	5,801	4,649,660

## 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		53,042	△ 117	52,925
	1 議 会 費	53,042	△ 117	52,925
6 農 林 水 産 業 費		256,532	5,000	261,532
	3 水 産 業 費	178,378	5,000	183,378
7 商 工 費		196,814	3,200	200,014
	1 商 工 費	196,814	3,200	200,014
12 諸 支 出 金		224,766	△ 155	224,611
	2 特別会計繰出金	221,266	△ 155	221,111
13 職 員 給 与 費		634,455	△ 2,127	632,328
	1 職 員 給 与 費	634,455	△ 2,127	632,328
歳 出 合 計		4,643,859	5,801	4,649,660



# 歲入歲出預算事項別明細書





歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
17 繰入金	205,228	5,801	211,029
歳入合計	4,643,859	5,801	4,649,660

歳入歳出予算補正事項別明細書

総括(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 議会費	53,042	△ 117	52,925				△ 117
6 農林水産業費	256,532	5,000	261,532				5,000
7 商工費	196,814	3,200	200,014				3,200
12 諸支出金	224,766	△ 155	224,611				△ 155
13 職員給与費	634,455	△ 2,127	632,328				△ 2,127
歳出合計	4,643,859	5,801	4,649,660				5,801

入 歳



2 歳入

17 款 繰入金

2 項 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	104,190	5,801	109,991	1 財政調整基金繰入金	5,801	財政調整基金繰入金 5,801
計	203,944	5,801	209,745			



歳

出





### 3 歳出

#### 1 款 議会費

##### 1 項 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特 国道支出金	地方	財 価	区	金額	
1 議会費	53,042	117	52,925				3 職員手当等	117	議会運営費 3 議員期末手当
計	53,042	117	52,925	0	0	0			

#### 6 款 農林水産業費

##### 3 項 水産業費

2 水産振興費	142,138	5,000	147,138				18 負担金・補助 及び交付金	5,000	漁業生産基盤安定化支援事業費 18 漁業協同組合経営基盤安定化支援金
計	178,378	5,000	183,378	0	0	0			

#### 7 款 商工費

##### 1 項 商工費

2 商工振興費	125,543	3,200	128,743				18 負担金・補助 及び交付金	3,200	地域経済緊急支援事業費 18 地域商店街活性化事業補助金
計	196,814	3,200	200,014	0	0	0			

1 款 議会費      6 款 農林水産業費      7 款 商工費

1 2 款 諸支出金  
2 項 特別会計繰出金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説	明		
				特 国道支出金	地方債	財 源 の 他	区	分			金	額
1 繰出金	221,266	155	221,111			155	27	繰出金	155			
								27 介護保険特別会計繰出金	66			
								27 町立診療所特別会計繰出金	89			
計	221,266	155	221,111	0	0	155						

1 3 款 職員給与と費  
1 項 職員給与と費

1 職員給与と費	527,705	1,804	525,901			1,804	3	職員給与と費	1,804	
								3 期末手当(特別職)	108	
							4	共済費	952	
								4 共済組合負担金	740	
								4 公立学校共済組合負担金	4	
2 会計年度任用職員給与と費	106,750	323	106,427			323	3	会計年度任用職員給与と費	323	
								3 期末手当(フルタイム)	111	
								3 期末手当(パートタイム)	110	
								4 社会保険料	102	
計	634,455	2,127	632,328	0	0	2,127				

1 2 款 諸支出金 1 3 款 職員給与と費

# 給 与 費 明 細 書

## 1. 特別職

(千円)

区 分	人数 (人)	報酬	給 与 費					計	共済費	合 計	備 考	
			給料	期末手当 年間支給率	地域手当	寒冷地 手 当	その他 手 当					
補正後	長 等	3		22,560	9,621 4.45		351	324	32,856	13,760	46,616	
	議 員	10	24,456		10,430 4.45				34,886	8,222	43,108	
	その他の特別職		11,898						11,898		11,898	
	計	13	36,354	22,560	20,051		351	324	79,640	21,982	101,622	
補正前	長 等	3		22,560	9,729 4.50		351	324	32,964	13,760	46,724	
	議 員	10	24,456		10,547 4.50				35,003	8,222	43,225	
	その他の特別職		11,898						11,898		11,898	
	計	13	36,354	22,560	20,276		351	324	79,865	21,982	101,847	
比 較	長 等				-108				-108		-108	
	議 員				-117				-117		-117	
	その他の特別職											
	計			0	-225		0	0	-225		-225	

## 2. 一般職

### (1) 総括

(千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	111	23,523	281,682	139,066	444,271	141,562	585,833	
補 正 前	111	23,523	281,682	140,239	445,444	142,408	587,852	
比 較				-1,173	-1,173	-846	-2,019	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地 手 当	管理職 手 当	住居手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手 当	通勤手当	管理職員特別 勤務手当
		補正後	4,582	62,716	37,472	4,899	4,375	5,978	13,945	120	1,527
	補正前	4,582	63,889	37,472	4,899	4,375	5,978	13,945	120	1,527	132
	比 較		-1,173								

職員手当の内訳	区分	児童手当								計
		補正後	3,320							
	補正前	3,320								140,239
	比 較									-1,173

### (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備 考
報酬	千円		千円	
給料				
職員手当	-1,173	給与改定に伴う増減分	-1,173	期末手当 -1,173

備考 1 増減額欄の金額は、「(1) 総括」の給料及び職員手当のそれぞれの比較金額と一致すること。

2 説明欄には、増減事由別内訳の金額の積算等を適宜記載するとともに、職員手当の制度改正に伴う増減分について当該手当の種類別の内訳を記載すること。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	74		235,650	125,555	361,205	118,405	479,610	
補 正 前	74		235,650	126,507	362,157	119,149	481,306	
比 較				-952	-952	-744	-1,696	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	管理職手当	住居手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	通勤手当	管理職員特別勤務手当
	補正後	4,582	50,745	37,472	4,899	4,375	5,978	12,936	120	996	132
補正前	4,582	51,697	37,472	4,899	4,375	5,978	12,936	120	996	132	
比 較		-952									

職員手当の内訳	区分	児童手当								計
	補正後	3,320								
補正前	3,320									126,507
比 較										-952

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	千円	千円		
職員手当	-952	給与改定に伴う増減分 -952	期末手当 -952	

備考 1 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員で予算の積算となったものについて記載すること。

イ 会計年度任用職員

(千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	37	23,523	46,032	13,511	83,066	23,157	106,223	
補 正 前	37	23,523	46,032	13,732	83,287	23,259	106,546	
比 較				-221	-221	-102	-323	

職員手当の内訳	区分	期末手当	時間外勤務手当	通勤手当					計
	補正後	11,971	1,009	531					
補正前	12,192	1,009	531						13,732
比 較		-221							-221

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
報酬	千円	千円		
給料				
職員手当	-221	給与改定に伴う増減分 -221	期末手当(フルタイム) -111 期末手当(パートタイム) -110	

備考 1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員で予算の積算となったものについて記載すること。

議案第 3 4 号

令和 2 年度福島町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度福島町の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 66 千円を減額し、保険事業勘定歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 549, 153 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 1 1 月 2 6 日提出

福島町長 鳴海 清春



# 保險事業勘定





第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰 入 金		78,740	△ 66	78,674
	1 一般会計繰入金	76,731	△ 66	76,665
歳 入 合 計		549,219	△ 66	549,153

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 地域支援事業費		47,648	△ 66	47,582
	1 介護予防・生活支援 サービス事業費	20,179	△ 7	20,172
	2 一般介護予防事業費	3,754	△ 8	3,746
	3 包括的支援事業費	22,221	△ 51	22,170
歳 出 合 計		549,219	△ 66	549,153

**歳入歳出予算事項別明細書**  
**(保険事業勘定)**



歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
7 繰入金	78,740	△ 66	78,674
歳入合計	549,219	△ 66	549,153

歳入歳出予算補正事項別明細書

総括(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
3 地域支援事業費	47,648	△ 66	47,582			△ 66	
歳出合計	549,219	△ 66	549,153			△ 66	

入 歳





2 歳 入

7 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 その他繰入金	3,218	66	3,152	1 事務費繰入金	66	事務費繰入金 66
計	76,731	66	76,665			



歳

出



### 3 歳 出

#### 3 款 地域支援事業費

##### 1 項 介護予防・生活支援サービス事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節 額		説 明
				特 定 地 方 債 所 の 他	財 源	一 般 財 源	区 分	金 額	
1 介護予防・生活支援サービス事業費	19,934	7	19,927		繰入金	7	3 職員手当等	5	介護予防・生活支援サービス事業費 3 期末手当(フルタイム)
							4 共済費	2	4 社会保険料
計	20,179	7	20,172	0	0	7			

#### 3 款 地域支援事業費

##### 2 項 一般介護予防事業費

1 一般介護予防事業費	3,754	8	3,746		繰入金	8	3 職員手当等	5	一般介護予防事業費 3 期末手当(フルタイム)
							4 共済費	3	4 社会保険料
計	3,754	8	3,746	0	0	8			

#### 3 款 地域支援事業費

##### 3 項 包括的支援事業費

1 包括的支援事業費	22,221	51	22,170		繰入金	51	3 職員手当等	43	包括的支援事業費 3 期末手当(一般職)
									43

介護保険特別会計(保険事業勘定)

3 款 地域支援事業費  
 3 項 包括的支援事業費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特 国道支出金	定 地方債	源 その他	区 分	金 額		
										一般財源
計	22,221	51	22,170	0	0	51	0	4 共済費	4 共済組合負担金	8

# 給 与 費 明 細 書

## 1. 特別職

(千円)

区 分	人数 (人)	報酬	給 与 費						共済費	合 計	備 考
			給料	期末手当 年間支給率	地域手当	寒冷地 手 当	その他 手 当	計			
補正後	長 等										
	議 員										
	その他の特別職	10	150						150	150	
	計	10	150						150	150	
補正前	長 等										
	議 員										
	その他の特別職	10	150						150	150	
	計	10	150						150	150	
比 較	長 等										
	議 員										
	その他の特別職										
	計										

## 2. 一般職

### (1) 総括

(千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	4		12,909	6,114	19,023	6,516	25,539	
補 正 前	4		12,909	6,167	19,076	6,529	25,605	
比 較				-53	-53	-13	-66	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地 手 当	管理職 手 当	住居手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手 当	通勤手当	管理職員特別 勤務手当
		補正後	360	2,878	1,646	161		234	635	80	120
	補正前	360	2,931	1,646	161		234	635	80	120	
	比 較		-53								

職員手当の内訳	区分	児童手当								計
		補正後								
	補正前									6,167
	比 較									-53

### (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備 考
報酬	千円		千円	
給料				
職員手当	-53	給与改定に伴う増減分	-53	期末手当 -53

備考 1 増減額欄の金額は、「(1) 総括」の給料及び職員手当のそれぞれの比較金額と一致すること。

備考 2 説明欄には、増減事由別内訳の金額の積算等を適宜記載するとともに、職員手当の制度改正に伴う増減分について当該手当の種類別の内訳を記載すること。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	2		9,126	5,368	14,494	5,022	19,516	
補 正 前	2		9,126	5,411	14,537	5,030	19,567	
比 較				-43	-43	-8	-51	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	管理職手当	住居手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	通勤手当	管理職員特別勤務手当
		補正後	360	2,209	1,646	161		234	558	80	120
	補正前	360	2,252	1,646	161		234	558	80	120	
	比 較		-43								

職員手当の内訳	区分	児童手当								計
		補正後								
	補正前									5,411
	比 較									-43

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	千円	千円		
職員手当	-43	給与改定に伴う増減分 -43	期末手当 -43	

備考 1 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員で予算の積算となったものについて記載すること。

イ 会計年度任用職員

(千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	2		3,783	746	4,529	1,494	6,023	
補 正 前	2		3,783	756	4,539	1,499	6,038	
比 較				-10	-10	-5	-15	

職員手当の内訳	区分	期末手当	時間外勤務手当	通勤手当					計
		補正後	669	77					
	補正前	679	77						756
	比 較	-10							-10

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
報酬	千円	千円		
給料				
職員手当	-10	給与改定に伴う増減分 -10	期末手当 -10	

備考 1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員で予算の積算となったものについて記載すること。



議案第 35 号

令和 2 年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度福島町の国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 89 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 84,887 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 1 1 月 2 6 日提出

福島町長 鳴海 清春

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		27,559	△ 89	27,470
	1 他会計繰入金	27,559	△ 89	27,470
歳入合計		84,976	△ 89	84,887

第1表 歳入歳出予算補正

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		37,885	△ 89	37,796
	1 総務管理費	37,885	△ 89	37,796
歳出合計		84,976	△ 89	84,887



# 歲入歲出預算事項別明細書



歳入歳出予算補正事項別明細書

1 総括(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 繰入金	27,559	△ 89	27,470
歳入合計	84,976	△ 89	84,887

歳入歳出予算補正事項別明細書

総括(歳出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 総務費	37,885	△ 89	37,796			△ 89	
歳出合計	84,976	△ 89	84,887			△ 89	



入 歳



2 歳 入

2 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	26,429	89	26,340	1 一般会計繰入金	89	一般会計繰入金 89
計	27,559	89	27,470			



歳

出



### 3 歳 出

#### 1 款 総務費

##### 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明
				特 国道支出金	定 地方債	財 源 その他	区 分	金 額	
1 一般管理費	37,885	89	37,796			89	3 職員手当等	51	一般管理費 89
							4 共済費	38	3 期末手当(一般職) 51 4 共済組合負担金 38
計	37,885	89	37,796	0	0	89			

# 給 与 費 明 細 書

## 1. 特別職

(千円)

区 分	人数 (人)	給 与 費							共済費	合 計	備 考
		報酬	給料	期末手当 年間支給率	地域手当	寒冷地 手 当	その他 手 当	計			
補正後	長 等										
	議 員										
	その他の特別職										
	計										
補正前	長 等										
	議 員										
	その他の特別職										
	計										
比 較	長 等										
	議 員										
	その他の特別職										
	計										

## 2. 一般職

### (1) 総括

(千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補 正 後	5		14,053	6,803	20,856	6,552	27,408	
補 正 前	5		14,053	6,854	20,907	6,590	27,497	
比 較				-51	-51	-38	-89	

職員手当の内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地 手 当	管理職 手 当	住居手当	時 間 外 勤 務 手 当	特殊勤務 手 当	通勤手当	管理職員特別 勤務手当
		補正後	336	2,879	2,111	343			863	200	51
	補正前	336	2,930	2,111	343			863	200	51	
	比 較		-51								

職員手当の内訳	区分	児童手当								計
		補正後	20							
	補正前	20								6,854
	比 較									-51

### (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 千円	増減事由別内訳	説明	備 考
給料				
職員手当	-51	給与改定に伴う増減分	-51	期末手当

備考 1 増減額欄の金額は、「(1) 総括」の給料及び職員手当のそれぞれの比較金額と一致すること。

2 説明欄には、増減事由別内訳の金額の積算等を適宜記載するとともに、職員手当の制度改正に伴う増減分について当該手当の種類別の内訳を記載すること。



議案第36号

令和2年度福島町水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和2年度福島町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 水道事業費用	90,150千円	-34千円	90,116千円
第1項 営業費用	89,359千円	-34千円	89,325千円

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
職員給与費	13,812千円	-34千円	13,778千円

令和2年11月26日提出

福島町長 鳴海 清春

令和2年度 福島町水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1. 水道事業費用			90,150	△ 34	90,116
	1. 営業費用		89,359	△ 34	89,325
		2. 配水及び給水費	21,403	△ 34	21,369

# 予算説明書



令和2年度 福島町水道事業会計補正予算実施計画説明書

収益的収入及び支出

支出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
1.	水道事業費用		90,150	△ 34	90,116			
	1.	営業費用	89,359	△ 34	89,325			
		2 配水及び給水費	21,403	△ 34	21,369	手当等	△ 29	期末手当 △ 29
						法定福利費	△ 5	共済組合負担金手当 △ 5

# 給 与 費 明 細 書

## 1. 総 括

(千円)

区 分	職 員 数		給 与 費					法定福 利 費	合 計	備 考
	特別職 (人)	職員数 (人)	報 酬	給 料	賃 金	手 当	計			
補正後	損益勘定支弁職員	2		6,386		3,854	10,240	3,563	13,803	
	資本勘定支弁職員									
	合 計	2		6,386		3,854	10,240	3,563	13,803	
補正前	損益勘定支弁職員	2		6,386		3,883	10,269	3,568	13,837	
	資本勘定支弁職員									
	合 計	2		6,386		3,883	10,269	3,568	13,837	
比 較	損益勘定支弁職員					-29	-29	-5	-34	
	資本勘定支弁職員									
	合 計					-29	-29	-5	-34	

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地 手 当	管理職 手 当	住居手当	児童手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手 当	通勤手当
	補正後		245	1,484	1,106	183		316		520	
補正前		245	1,513	1,106	183		316		520		
比 較			-29								

職員手当の内訳	区 分	管理職員特 別勤務手当									計
	補正後										
補正前											3,883
比 較											-29

### (1) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備 考
給料	千円	千円		
職員手当	-29	給与改定に伴う増減分	期末手当(一般職)	-29

備考 1 増減額欄の金額は、「(1) 総括」の給料及び職員手当のそれぞれの比較金額と一致すること。

2 説明欄には、増減事由別内訳の金額の積算等を適宜記載するとともに、職員手当の制度改正に伴う増減分について当該手当の種類別の内訳を記載すること。